

2021年10月29日

件名：外来生物法答申素案に関する意見

宛先：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

団体名：NPO 法人動物実験の廃止を求める会（JAVA）

部署名及び担当者名：理事長 長谷川裕一

郵便番号・住所：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29 番 31 号 清桜 703

電話番号：03-5456-9311

電子メールアドレス：java@java-animal.org

意見：

<該当箇所>

6 頁 185～189 行目（「アカミミガメヤ」～「課題がある。」）及び 15 頁 532～537 行目（「アカミミガメヤ」～「必要がある。」）

<意見の要約>

記載内容に賛成である。

外来生物法を改正し、アカミミガメの輸入・繁殖・販売の禁止を求める。ただし、既に飼育している個体は飼育許可なしで飼育継続を可とし、飼いきれなくなった者からの譲渡は禁止しないこと。

<意見内容>

記載内容に賛成である。現行法の特定外来生物に指定することは飼育許可業務の量が膨大となるだけでなく、遺棄及び殺処分の推進となってしまうことから、反対する。

外来生物法を改正し、アカミミガメの輸入・繁殖・販売を禁止することを強く求める。ただし、既に飼育しているアカミミガメに限り、飼育許可なしで飼育を継続できるようにすること。また、アカミミガメを飼いきれなくなった飼育者が新たな飼い主に譲ることについては禁止しないこと。

<意見の理由>

野外に多くのアカミミガメが生息する現状は、人間が引き起こしたものです。その責任は、輸入業者、販売業者、購入者にあるだけでなく、輸入・販売等の規制を行ってこなかった国にもあります。

環境省では、外来種被害予防三原則として、「入れない」「捨てない」「拡げない」を提唱していますが、最も重要なのは、これ以上増やさないことです。それには、輸入・流通を止めることにあると考えます。捕獲、殺処分を繰り返しても、後から後から輸入して、売買しては何の解決にもなりません。まず、環境省が行うべきは、法的にアカミミガメの輸入と販売を止めることで、それが先決です。

ただし、現在でも、アカミミガメの新たな飼い主探しの活動をする者が少数ではありますがおります。またインターネットサイトを通じた里親探しで、新たに飼育を開始する例もあります。

飼育は禁止しないにもかかわらず、飼育者間での譲渡や活動を禁ずるのは無理があり、飼えなくなった者から新たな所有者への譲渡まで禁止することには反対いたします。

輸入及び販売が禁止されれば、新たにアカミミガメを飼育したい者は、飼えなくなった者から譲り受けようとするはずです。遺棄防止の観点からは、このルートが残されているほうが好ましいと考えます。

しかしながら、一部マニアには繁殖を行う者もあり、飼育者間での譲渡が許されている場合、繁殖した個体を無償譲渡する形で新たな飼育が広がる可能性があります。新たな飼育個体を増やさないという観点から、繁殖についても禁止する必要があります。

新たな規制の枠組みにつきまして、早急な法改正をお願いいたします。

<該当箇所>

10 頁 355 行目（「できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用」）

<意見の要約>

「できる限り苦痛を与えない殺処分方法」の基準が曖昧であることから、「OIE（国際獣疫事務局）等の国際的動向に十分配慮する」と「殺処分は獣医師のみが行う」を書き加えるべきである。

<意見内容>

「できる限り苦痛を与えない殺処分方法」の判断基準として、「OIE（国際獣疫事務局）等の国際的動向に十分配慮する」との一文を加えるべきである。

また、「できる限り苦痛を与えない殺処分方法」を行うには麻酔薬等の薬品を用いる必要がある場合が多く、極めて専門的な知識と技術を要することから、「殺処分は獣医師のみが行う」ことも書き加えるべきである。

<意見の理由>

動物の愛護及び管理に関する法律の第 40 条において、「動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない」と規定されており、「できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用」は必須と言えます。

しかし、アカミミガメを例に挙げますと、「アカミミガメ防除の手引き」「アカミミガメ防除マニュアル」では、全く専門的な知識がない行政官や国民に、防除と称して捕らえたアカミミガメをマイナス 20 度に冷凍して殺すよう呼びかけています。これは大変残酷な方法です。

OIE（国際獣疫事務局）が「皮、肉、その他の製品ののための爬虫類の殺害」についての動物福祉規約の中で、爬虫類を気絶や殺す際に不適切で許容されない行為として例示している方法に「冷凍または冷却」があります。

OIE には、日本も加盟しており、「動物福祉規約」も批准しているにもかかわらず、冷凍による殺処

分方法を行うよう広く国民に呼びかけているのは、明らかに「動物福祉規約」に反するもので到底許されることではありません。

「できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用」にあたって、OIE など国際機関による基準を遵守するよう、「OIE（国際獣疫事務局）等の国際的動向に十分配慮する」との一文を答申に加えるべきです。

また、アカミミガメに限らず、できる限り苦痛のない殺処分を行うには麻酔薬等の薬品を用いる必要がある場合が多いですが、極めて専門的な知識と技術を要することから、獣医師のみが行う資格があることとなります。決して一般市民ができるものではなく、外来生物が増加し様々な被害が生じたからといって、素人の国民に安易に殺処分をさせるとは言語道断、決して許されることではありません。

<該当箇所>

14 頁 485 行目（『『かわいそう』等の心情的側面から外来種の防除への理解が得られない』）及び 18 頁 621～629 行目（「外来種問題については」～「必要がある。」）

<意見の要約>

外来種問題は人間が引き起こした問題であり、外来生物は悪者ではなく、むしろ人間のせいで殺処分される被害者であること、殺処分は決して良いことではなく、なくすべきことであることを書き加えるべきである。

<意見内容>

外来種問題は人間が引き起こした問題であり、外来生物は悪者ではなく、むしろ人間のせいで殺処分される被害者であること、殺処分は決して良いことではなく、なくすべきことであることを書き加えるべきである。

<意見の理由>

動物の殺処分に対して、「かわいそう」という反応を示すことは全うな感覚であり、否定すべきことではありません。

外来生物を「被害を与えている」という加害者のような扱いをしていますが、元は人間が引き起こした問題であり、外来生物は悪者ではなく、むしろ人間のせいで殺処分される被害者です。

この説明が抜けていると、国民、特に子どもは誤解をし、「外来生物は殺したほうがよい悪者」という認識を持ってしまい、命の軽視にもつながりかねません。

外来種の問題においては、殺処分が行われているのが現状ではありますが、本来は殺処分はなくすべきものです。国は、輸入や販売禁止といった規制等の対策を講じ、外来種の問題を解決し、殺処分をなくすことを目指していると明記すべきです。